

小林純著『続ヴェーバー講義』(唯学書房、2016年12月) の書評

熊本県立大学名誉教授

久間清俊

1. はじめに

この書評は第24回「ポスト・マルクス研究会」(2017年3月23日～25日・専修大学サテライトキャンパス)で報告した原稿に修正・加筆したものである。

小林純教授のこの著書は、同じく小林純教授著『マックス・ヴェーバー講義』(唯学書房、2015年1月)の続編で、『マックス・ヴェーバー講義』がマックス・ヴェーバー社会学の基本的概念の特質の説明が中心であるのに対して、『続ヴェーバー講義』は、マックス・ヴェーバーの諸著書が彼の研究活動と社会活動の中での持つ意義について考察し、ヴェーバーの社会学の核心と射程範囲を確認する作業である。なお、小林純教授のヴェーバー研究の視座がどこにあるのかは、ほぼ同時期に出版された、宇都宮京子・小林純・中野敏男・水林彪編『生誕150周年記念論集 マックス・ヴェーバー研究の現在—資本主義・民主主義・福祉国家の変容の中で—』(創文社、2016年11月)の第一部第一章の小林純「資本の増殖欲求と労働」が明確である。しかし、当然、『続ヴェーバー講義』の方が、ヴェーバーの思想・理論を詳しく考察・紹介している。

また、これらの講義著書は、小林純教授の研究著書『ヴェーバー経済社会学への接近』(日本経済評論社、2010年2月)、『ドイツ経済思想史論集Ⅰ』(唯学書房、2012年5月)、『ドイツ経済思想史論集Ⅱ』(唯学書房、2012年10月)、『ドイツ経済思想史論集Ⅲ』(唯学書房、2015年9月)に掲載される研究成果を踏まえて編集されている。両講義著書はこれらの研究著書と併せて読まれるべきであろう。

2. ヴェーバー研究の現代的意義

ところで、マックス・ヴェーバー(以下、ヴェーバーと表記)研究のおもしろさはどこにあるのだろうか。それについては、まず先に紹介した『マックス・ヴェーバー研究の現在』の紹介を読んでいただきたい。小林純教授の『続ヴェーバー講義』との関係でいえば、「マルクスとヴェーバー」問題であろう。資本主義経済社会の矛盾をプロレタリアート(賃金労働者)の立場から徹底的に暴いたマルクスと、逆に近代西洋資本主義経済社会の合理性を政治的支配階級概念である国

家市民 (Staatbürger) の立場¹から徹底的に考察・擁護したヴェーバーの、優れたドイツ社会思想家の対立をめぐる思想・理論的内容である。この思想・理論の対立は、現在においても、いまだなお続いている。マルクスは資本主義経済社会の矛盾を克服す方法を不十分な内容でしか提示しなかった。他方、ヴェーバーは近代西欧資本主義経済社会の合理性を擁護しつつも、その非合理性にも言及していた。両者の見解は対立しつつも、相互補完の関係にある。小林純教授の研究は、この両者の対立と相互補完関係を掘り下げていくことによって、「マルクスとヴェーバー」問題を結び付け、人間社会の本質と将来を展望しようとする試みである。小林教授の『続ヴェーバー講義』は、このような視点からの研究成果であると評価できよう。

3. ヴェーバーの社会学者としての立場、また政治活動の特徴

ヴェーバーの社会科学論に対しては、ブルジョア的 (資本家的)、ナショナリスティック (国民主義的) であると指摘される²。この評価は一面的である。先に述べたように、国家市民的というべきである。しかし、ブルジョア的、ナショナリスティックとは何か。これらは、ヴェーバー自身の問題であったとともに、近代と現代の社会科学の根本問題なのである。ヴェーバーは階級概念を、経済的、政治的、身分的に区別して特徴づけた。彼によると、西洋に固有な経済的市民、特定の政治的権力の担当者である国家市民、ブルジョアとかプロレタリアートなどは身分的概念である。ブルジョア階級が国家を支配するとき、ブルジョア国家市民となる。プロレタリア階級が国家を支配するときには、プロレタリア国家市民となろう。

①近代西洋の資本主義経済制度の形成を主導した階級、これが都市の富裕な商人・職人階級であるが、これの都市市民がブルジョア (フランス語からの規定。ドイツ語ではビュルガー (Bürger)) と呼ばれた。このブルジョア階級は絶対主義王制を打倒し、自ら国家の支配階級となり、資本主義経済を発展させることになる。この近代西洋社会独自の複雑な歴史過程において、決定的役割を果たしたのは、たんに資本家としての利害追求のみではなく、ブルジョア階級の宗教的要因、すなわちカルヴァン派の信仰の役割も重視した。しかし、彼はカルヴァン派の信仰の役割を評価すると同時に、確立された資本主義経済組織ではその信仰の役割が形骸化し、専門人としての形式合理的行為として官僚制化されたと経済社会の出現となる、と批判した。つまりカルヴァン派の信仰の点から評価すれば実質非合理的なこのことは、同時に、資本主義から社会主義へというマルクス (主義) 思想に対しても、同じ問題点を突き付けることになるのではないか。「社会主義とは何か」、「社会主義経済は可能か」、「社会主義体制を担うのは誰か」という問題である。この問題は、まさに現代の社会主義の研究にとって依然として重要課題であり続けている。「マルクスとヴェーバー問題」の現代的意義の解明、これこそ小林純教授の『続ヴェーバー講義 政治経済編』が取り組む課題でもある。

ヴェーバーのブルジョア的国家市民の価値観は、半封建的勢力のユンカー階級への批判となり、ユンカー階級と提携してドイツ帝国の社会改良を目指すシュモラーなどの社会政策学会の講壇社会主義者の政策と理論への批判となって現れる。いわゆる価値判断論争であり、ヴェーバーの社会科学方法論の展開となって現れる。ドイツのブルジョア階級はドイツ帝国の政治権力を掌握するユンカー階級に対する抵抗勢力となることができなかった。ヴェーバーの社会思想・理論はドイツ・ブルジョアへの援護射撃でもあったが、その援護は成果を得ることはなかった。彼は父親の属するブルジャ政党の国民自由党を見限り、ドイツ帝国の強化という、ビスマルクのカエサル

主義的政治的統治を評価し、同時に、ユンカー階級の半封建的経済経営を近代化することを要求してゆくという立場に転換する。それが、『国民国家と経済政策』の立場であり、また『取引所』論文の立場でもあった。

②では、ヴェーバーのナショナリスティック立場についてはどうであろうか。ヴェーバーは当時のヨーロッパにおいて、帝国主義列強が敵対しあう政治状況において、ドイツ帝国の存続・発展を支持した。そこには、ドイツ民族の文化的伝統への評価もあった。ヴェーバー自身の世界観は、キリスト教的世界観ではなく、ニーチェの影響からくるギリシャの軍人（市民＝農民＝騎士）的価値観が支配的であったと言われる³。19世紀末から20世紀へと帝国主義列強の激突するヨーロッパにおいて、いかにドイツの政治的立場を強化・発展させていくのか、それこそが彼の学問的、政治的行動の核心にあったことは、周知のところである。経済政策は、ドイツ国民国家の勝利に貢献するものでなければならぬと考えていた。ところが、ドイツの政治的支配階級であるユンカー階級は、自己の農業経営者としての階級的利害を優先させた。『国民国家と経済政策』では、自立的農業経営者の育成を掲げて、ユンカー階級の領主的農業経営を批判した。そのために、ポーランド人の賃金労働者の流入を阻止するための東部国境の閉鎖を提言している。しかし、ドイツ帝国の経済政策はユンカー階級の利害にそって展開された。宰相ビスマルクの退陣後の、皇帝ウイヘルム二世の艦隊政策の批判、1905年の第一次ロシア革命の分析、第一次世界大戦への志願、1918年から1919年のドイツ革命における独立社会民主党左派（スパルタクス団）批判など、一貫してドイツ国家の国際的地位の確保の視点が打ち出されている。

また、彼の政治においては、議会による民主主義よりは熟練政治家による指導性を重視した。つまり、議会制民主主義より大統領による政治を提唱した。かれは民主主義を条件付きでしか、評価しなかった。それよりも、ビスマルクを模範とする「人民投票制大統領」を評価した。しかし、第一次世界大戦後のドイツにおいては、ヒトラーという欺瞞的な政治家の独裁制が出現に帰着する。ヴェーバーは、政治評価の核心はドイツ国民を安定的に存続させていくことであった。その点で、ドイツ市民も、労働者階級も政治的に未熟で、ドイツ国家の政治を担う能力を有するものと評価されなかった。やはり、ビスマルクのような「カリスマ的指導者」像を描いていたのである。しかし、ワイマール期のドイツ政治において、ドイツ社会民主党は政権を担うことになるし、第二次世界大戦後においても、ドイツの階級政党から国民政党へと転換し、指導的政党として成長してゆくことになる。この時期のヴェーバーの政治論は、労働者階級が国家市民として国家を統治する能力を有するかどうかという点に大きな比重がおかれるようになる。

4. 本著の紹介と現代的視点

ヴェーバーをどのように評価されようとしているのであろうか。『続ヴェーバー講義 政治経済編』の各章を検討してみる。

I 経済認識

第1章 歴史性と現代性

ここでは、1「本書のねらい」、3「現代思想の眺望」、4「自立した個人」という形で、本書の問題意識が簡潔に述べられる。続いて、「I 経済認識」が、第2章から第5章まで続く。

第2章 経済と経済学

ここでは、1「経済史」、2「経済思想史」、3「ドイツ社会政策学会」、4「価値判断論争」と、ドイツ経済の独自の状況と経済学の特徴が簡潔に紹介される。

第3章 東部農業労働者分析と第4章 農政論とユンカー批判

第3章と第4章は、ヴェーバーの初期のナショナリスティックな立場の根拠を示すものである。まとめて紹介する。第3章は、1「文化防衛論」、2「ユンカー経営」、3「東部社会の変質」からなる。また第4章は、1「農場の維持」、2「就任講演」からなる。

東エルベのユンカーの大農地経営の衰退に対するヴェーバーの改革の提言は、『国民国家と経済政策』で提唱された。それは、①独立自営農民層の創設、②ユンカーの半封建的土地所有者から合理的農業経営者への改革、③独立自営農民層と合理的農業経営者ユンカーによる東部国境の文化的・軍事的防衛の強化である。ユンカーの大農地経営の下では農業労働者は独立農業経営者としての将来が描けず、西部の工業地帯へと去っていく。そこで、その補充として、ユンカー経営者は東部国境外のポーランド人の賃金労働者を導入する。ここに、ヴェーバーはドイツ帝国の文化的崩壊の危機を見る。まさに現代のアメリカ合衆国、イギリスを連想させる。

ここで、小林純教授は、社会政策学会の左派のブレンターノとヴェーバーとの見解の相違を紹介する。ユンカーには帝国政治の支配階級として、様々な特権によって農業経営が保護されていた。その一つが穀物関税である。この穀物関税の引き上げを主張するユンカー経営者に対して、ブレンターノは穀物関税の引き下げによる、自由主義経済の促進を主張した。ヴェーバーはドイツ文化の保護、国政維持の観点からユンカーの地位の弱体化の危惧から、ブレンターノに反対している。ヴェーバーの政治的立場の独自性が際立っている。ドイツ国民国家の擁護と近代化である。

しかし小林純教授の考察はここで留まる。東エルベ問題に対するヴェーバーの現代的意義には注の形で、阿部謹也『ドイツ中世後期の世界—ドイツ騎士修道会史の研究』を紹介する。東エルベの大部分は古くは13世紀ドイツ騎士団の入植に始まり、新しくは18世紀末のプロイセン帝国・ロシア帝国・オーストリア帝国による、ポーランド王国を三分割により獲得したものである。東部国境を閉鎖せよと言うヴェーバーの過激なナショナリズム的主張の現代的意味はなんであろうか。その後、第一次世界大戦でのドイツの敗北で東エルベはドイツから剥奪された。また、今日、EU加盟国として、ドイツ—ポーランド国境は無意味になった。しかし、EU内の労働者の移住が自由になり、移民問題が生じており、またイスラム諸国からの移民・難民も深刻化している。ヴェーバーのナショナリズムは、独立自営農民層の創設政策と絡めて再考する意義がありそうである。これは、当時の南ドイツのドイツ社会民主党修正主義派の運動とも関連付けても再考できそうである。

5章 資本主義論

ここでは、1「語法について」、2「ヴェーバーの資本主義観」、3「ドイツ資本主義観」が紹介される。

ヴェーバーの資本主義とはドイツ歴史学派由来の言葉であり、工業資本主義を意味している。商業資本主義ではないと、小林純教授は言う。また、マルクス、ゾンバルトもそうであると言う。ヴェーバーによると、近代西欧資本主義の有する合理性は中世の徒弟制度に起源を有する合理的労働組織の基盤に発展したと言う。営利欲に駆られた商業資本の基盤ではない。そして、この労働

組織が世俗内禁欲の労働規律に従うときに近代資本主義経済が出現することになると、小林純教授はヴェーバーを紹介される。

ところで、マルクスの産業資本主義経済分析は、『経済学批判』、『資本論』では、重商主義資本が生産過程を包摂して産業資本主義段階が成立すると説明している。ヴェーバーの説明は分析的である。それに対して、マルクスの説明は弁証法的である。それは、経済の発展を生産力と生産関係を統一する生産様式の展開として把握する方法である。封建制の地代経済から重商主義経済への展開、そしてその本源的蓄積を経て出現する産業（＝工業）資本主義、そして産業資本主義の発展としての社会主義経済という把握である。

「ヴェーバーとマルクス問題」の現代的意義が考察されねばならない。ヴェーバーの合理性の経済学は経済活動主体の合理性を重視するのに対して、マルクスは産業資本運動を重視する。社会主義経済が資本主義経済の生産力を継承するのであれば、ヴェーバーが指摘する合理性が社会主義経済でどのように構築されるのが考察されねばならない。社会主義経済の崩壊に関するマルクス経済学の誤りはどこにあったのか。この点にかんして、ヴェーバーの「合理的性」概念が生かされることになろう。この点に関しては、本書の「Ⅲ合理性をめぐる」で取り上げられる。小林教授の本著の中心的関心もこの点にあると言えよう。

Ⅱ 政治の世界

第6章 ビスマルクの遺産

1 「ドイツ帝国の政治的構成」、2 「議会改革提言」が考察される。

はじめに、ドイツの国家機関の独自性が紹介される。1871年にドイツ帝国がプロイセン主導の下で成立する。ドイツの複雑な政治を理解するために不可欠な国家機構の理解を、分かりやすく説明している。皇帝にはプロイセン国王が世襲で就く。国家機関としては、連邦参議院が最も重要で、各領邦と都市の委任代表者 58 名が参議院議員となる。皇帝はこの連邦参議院と共同で宣戦・講和を決定し、同盟締結をおこなう。国事行為は皇帝が任命する帝国宰相の責務であった。

国民代表機関としては帝国議会があり、25歳以上の男性で、普通・平等・直接・秘密選挙で小選挙区から選出された5年任期の議員からなった。帝国議会は予算承認権、法律発案権を有したが、立法には連邦参議院と双方で過半数が必要であった。議会招集は皇帝がおこない、議会の解散には連邦参議院の同意が必要とされた。立憲君主制である。1890年、皇帝ウイルヘルムⅡ世が即位し、新航路政策が始まる。

青年期のヴェーバーがブレンターノの経済的自由主義から離れて、国益重視の立場から保護関税支持に転じたことは、先に紹介されたが、さらに、そこからのヴェーバーの政治活動が紹介される。当時の帝国議会の政党は、①プロイセン王朝の正統性、貴族身分の政治支配、議会の意義の抑制を目指すユンカー階級が中心勢力となる保守派、②ビスマルクが、保守派の分権的・貴族的指向を抑えて、ドイツの統一と近代化を促進するために作り上げた国民自由党、③プロイセン官憲のドイツ支配を嫌う自由主義左派、④カトリック政党の中央派、⑤社会主義的労働者の政党である社会民主党、これらである。ヴェーバーの父親の属した政党は②の国民自由党である。これに満足できなかったヴェーバーの政治活動の受け皿は、フリードヒ・ナウマンなどが属する③の自由主義左派であったが、理念的な自由主義の表明に留まる傾向が強かった。ヴェーバーは国民的利害の政策提起を重視して、この政党にも満足できなかった。ここでも、小林純教授は、極

めて複雑なヴェーバーの政治的立場を明確に説明している。

さらに、1908年以降の、ヴェーバーの政治活動「議会改革提言」の考察がつづく。ヴェーバーは、先に示した5つの政党はドイツの国益を守る積極的な政治を担いとうとみなさなかった。ビスマルクが引退した後のドイツの政治には、悪しき議会制度だけが残った。そこで、ドイツの統一化、近代化をさらに促進するためには議会改革が必要不可欠と考え、議会改革提言をおこなっていく。この提言がまとまった形をとるのは第一次世界大戦中になる。それは、帝国議会議員と連邦参議院議員の兼職を禁止する帝国憲法第九条第二項の廃止と、プロイセン下院における金権不平等・間接・公開の、帝国議会とは真逆の三級選挙法の廃止を前提とした連邦参議院の議会化であった。このことにより、政党の指導者が、国政の指導権を握る連邦参議院の議員となり、国政の指導者になる道が開けることになる。ここでも、小林純教授は、ヴェーバーの政治活動の核心を分かりやすく説明する。

第7章 官僚制と政治支配

1「官僚制の理念型」、2「支配する官僚制」、3「政治家と官僚」

前章（第6章）が政治の意思形成過程にかかわる問題であるとすれば、本章の官僚制は統治過程に関わる問題であると、小林純教授は位置付ける。ヴェーバーは遺構『経済と社会』の「支配の社会学」の章の一節「官僚制支配の本質・その諸前提と展開」において、詳しく述べた。周知のところである。

ところで、小林純教授は、このヴェーバーの官僚制論が当時の社会政策学会の保守派（代表的には、グスタフ・シュモラー）の見解を批判するものであったことを紹介している。その批判は、当時のドイツ国家の官僚制が中立的、公平、それゆえ尊いものであるという「聖なる後光」をまとっているということにあった。そのことが、保守的な君主制観・国家観を温存することになっている事態を、ヴェーバーは暴露するのである

そして、本来、政治家が占める位置に「官僚」が就けられたことが、ドイツ外交の失敗、第一次世界大戦を引き起こした原因であるあったと、ヴェーバーは論じていることを、紹介している。サラエヴォでの事件が、いつしかドイツ帝国とロシア帝国の軍事的衝突、さらには同盟国（ドイツ・オーストリア・トルコなど）と協商国（ロシア・イギリス・フランス・イタリアなど）の軍事的衝突となる第一世界大戦の勃発へと発展したことを考慮すると、ヴェーバーの政治分析の鋭さに驚かされる。

第8章 戦争と平和—ドイツ・ロシア・ポーランド

1「開戦後の態度」、2「ロシア観」、3「講和の条件」

ここでは、第一次世界大戦に対するヴェーバーの対応が紹介されている。ヴェーバーは大専制国家ロシアに対するドイツを守るという意味で、この戦争を積極的に支持した。また、ロシア帝国に対しては、1905年の第一次ロシア革命が勃発すると、自らロシア語を学びロシアの政治状況を分析した。この章で、小林純教授は、ロシアの政治状況に対するヴェーバーの分析視点を分かりやすく説明する。ヴェーバーの関心点は、ロシアの自由主義派の運動が、専制国家体制を立憲体制に変えて、自由の余地を広げることができるかどうかということにあった。さらに、ヴェーバーにとって、ロシアがどのような政治体制になろうとも、ドイツの東部国境を防衛するためにはポーランド、バルト三国、ウクライナに自治権を有する国民国家が形成されることが、重要で

あった。また、戦局の悪化にともなう講和条件においても、ドイツ東部国境線の現状維持は必要不可欠のものと考えていた。同様にドイツの西部国境においても、フランス、イギリス、アメリカ合衆国との関係維持の点から、ベルギー、ルクセンブルクとの友好関係の維持を重視し、ベルギーの併合論には反対した。この点では、小林純教授は触れていないが、カウツキーなどの独立社会民主党の見解と共通する。しかし、ドイツの敗戦はヴェーバーの予想を大きく超える困難をもたらすことになる。

しかし、ドイツがオーストリアと提携して、バルカン半島へと勢力を伸ばしてゆく帝国主義的政策がロシア・フランス・イギリス・イタリアなどの協商国側の帝国主義政策と衝突した結果が第一次世界大戦の主要の原因であったことは、今日では周知のことである。この点で、ヴェーバーが皇帝ウイヘルム二世の「新航路政策」への批判と、ロシア皇帝の専制政治と膨張主義からドイツ国家を防衛するということで、ロシアとの戦争、協商国との戦争を正当化することは、社会学者としては十分ではない。もっと「新航路政策」の危険性を強調するべきであったと言えよう。ドイツ帝国外交はそのような努力をしなかった。むしろ、ドイツの勢力拡張のために利用しようとした。危険な賭けを選んでいる。ヴェーバーの政治論にはそのような観点が弱い。ロシアの膨張主義の危険性よりも、ロシアと連携するフランス、イギリス、イタリアとの軍事衝突の危機を強調して、戦争回避を訴えるべきではなかったか。ヴェーバーのナショナリズムの問題点である。

第9章 指導者民主主義

1 「戦後の活動」、2 「大統領制」

1918年に入り、戦況の悪化の中で休戦と講和の交渉が始まるなかで、11月キール軍港の水兵の反乱をきっかけに、国内の兵士、工業労働者、社会主義政党、広範囲の国民も支持し、軍部や帝政支配に代わって社会主義政権を成立させる潮流が始まった。11月に多数派社会民主党と少数派独立社会民主党が暫定政権の発足を宣言し、社会民主党党首エーベルトは、宰相バーデン公から宰相の地位を譲られる。

小林純教授は、この時期のヴェーバーの政治活動を、1908年以来取り組んできた議会改革の構想である『新秩序ドイツの議会と政府』(1918年5月)、フリードリヒ・ナウマンやアルフレート・ヴェーバーが呼びかけて結成された民主的市民派の「ドイツ民主党」への参加、皇帝が退位した後に発表された、国民投票による大統領制を提唱した『ドイツ将来の国家形態』(1918年11月～12月、『フランクフルト新聞』掲載)、1919年2月11日に、議会で社民党党首エーベルトがワイマール共和国初代大統領に選出された直後に発表された論説「大統領」(1919年2月25日、『ベルリン取引所新聞』掲載)を取り上げる。この時期のヴェーバー対応や考え方を興味深く紹介している。ヴェーバーは第一次世界大戦の責任がドイツ側にあるという考え方には強く反対している。

ところで、1918年12月、内務省国務次官で憲法学者のフーゴー・プロイスの下で、新憲法草案の準備がすすめられ、この会議に12人の委員の中で唯一民間人であるヴェーバーが招かれた。この会議で準備された憲法草案がのちに1920年のワイマール憲法として国会で批准されることになる。小林純教授は、この憲法草案にヴェーバーの「大統領制」構想が大きな影響を及ぼし、後に弟子のカール・シュミットの拡大解釈によってヒットラーの独裁政治を招かどうかというヴ

オルフガング・モムゼンの『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1890～1920』（初版 1959 年）大論争を紹介している。小林純教授はこの論争の判断は控えられておられる。しかし、ヴェーバーの意図とは別に、ヒトラーのような欺瞞的政治指導者を選びだす危険性は潜む。また、現代のポピュリズム政治を招く危険性とも関連する問題である

Ⅲ 合理性をめぐる

第 10 章。ヴェーバーの社会学

1 「西洋合理化過程」、2 「文化領域の合理化」、3 「歴史社会学」

周知のヴェーバーの合理化史観についての考察である。『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（1904～1905）を書いた後、ヴェーバーは近代西洋の生活倫理の独自性に思いを巡らし、これを近代西洋の合理性として世界の宗教倫理との比較という研究、いわゆる宗教社会学的研究に乗り出すわけであるが、小林純教授はそのきっかけは、ヴェーバーの『音楽社会学』（遺稿集『経済と社会』に所収されているが、草稿はすでに 1913～1914 年ごろには書かれていたと推察されるとのこと。）に示されているという仮説を提唱されている。大変、興味深い。

それはともかく、ヴェーバーの宗教社会学的研究は二つの視点からなされると小林純教授は考える。一つ目は、世界の諸宗教における「宗教と生活態度」の比較、二つ目は、「経済的合理性」の在り方の比較である。これらの視点から、ヴェーバーは「歴史社会学」という独自の社会科学方法論を確立したと言われる。ここでも、マルクス、ゾンバルト、ヴェーバー、シュムペーターの関連に言及される。この点も、興味深い。

第 11 章 経済認識

1 「社会主義について」、2 「貨幣計算の合理性について」

小林純教授は、周知の 1918 年 6 月にウィーンでオーストリア軍の将校に対して行った講演「社会主義」の内容を、分かりやすく紹介する。ヴェーバーの講演の内容は、マルクスとエンゲルスが起草した『共産党宣言』が語る社会主義の可能性であるが、彼の官僚制理論の立場から分析し、批判している。同時に、当時の社会主義政治活動の修正主義潮流の評価や、サンディカリズム批判もある。

これらの分析、予測について、私（久間）には、まずは資本主義体制のその後の展開について、労働者階級も階層化され、彼ら相互の利害対立が進み、労働者階級の団結は困難となる。ゆえに社会主義の実現は困難である、というヴェーバーの判断は一面では妥当する。しかし、労働者階級はどの階層においても、自己の労働力を売ることによって生活を維持する。その点で、資本家階級とは決定的に違う。そこから、労働者階級は完全雇用や社会保障の確立という共通の政治運動目標を追求することになる。福祉国家体制である。もちろん、このような政治運動はヴェーバー死後でなるが。その意味で、ヴェーバーの官僚制論は全面的に妥当するものではない。他方、ソヴィエト・ロシアの共産主義の歴史をも想起させる。妥当するところもあるが、妥当しないところもある。ソヴィエト・ロシアでは、スターリン体制の下、市場経済は機能せず、国家の計画経済が経済活動を支配した。国家官僚と私経済の企業家との対立は無く、国家官僚の独裁であった。共産党独裁体制を守るための戦時経済であったと言える。結局、このソヴィエト体制は消費者の需要を満たすことができないという非合理性のゆえに崩壊した。

続いて、小林純教授は、ヴェーバーの『経済と社会』の第 2 章として所収されている『経済行

為の社会学的基礎範疇』を取り上げ、「価格の存在」の重要性、「実物計算」は戦時経済のような場合には可能であること、「実質合理性」にはさまざまな視点がありうることなどを、ヴェーバーの考えとして紹介する。小林純教授は、＜分析は資本計算は形式合理性で優れているが、計画経済は（形式）非合理的には可能である＞と言い換えている。興味深い。

第12章 政治の世界

1 「政治社会学」、2 「天職としての政治」、3 「ヴェーバーの後に」

ここでは、小林純教授は、1919年1月28日にミュンヘンでの講演が元になる『職業としての政治』を取り上げ、ヴェーバーの政治社会学の内容を紹介する。

ここでは、有名な「心情倫理」と「責任倫理」の違いが強調されているが、「心情倫理」の例としてキリスト教の教えが、「責任倫理」の例として騎士道精神をあげる。後者の「責任倫理」こそ、政治家に求められるものである。責任倫理に従うものは、「自己の行為の結果を他人に転化できない」、また、「政治には暴力によってのみ解決できることがあり、このような悪魔の力と関係を結ぶ覚悟が必要」と、ヴェーバーは語る。ヴェーバーは、キリスト教倫理を尊重しつつも、政治の世界ではその受け入れを拒絶し、むしろ自己の理念に従い、暴力を使うこともためらわず、その結果を自己の責任において受け入れる、という騎士道精神に従うと言明している。ここには、ヴェーバーがニーチェの思想に影響され、ギリシャの軍人精神を自己の「デーモン（神）」としていることが、顕示している。

ところで、この講演『職業としての学問』がなされたのは、1918年11月にドイツ革命が勃発し、1919年1月にベルリンで独立社会民主党左派の「スパルタクス団」の武装蜂起が起こり、臨時政府の宰相エーベルトによって、旧ドイツ帝国の兵士の義勇軍（フライ・コール）の支援によって鎮圧され、ローザ・ルクセンブルク、カール・リープクネヒトなどの指導者が殺害された後であり、また1918年11月、ミュンヘンでも革命が起こりバイエルン共和国が宣言された。この共和国の指導者に就いたのが独立社会民主党のクルト・アイスナーであったが、翌年の1919年1月12日の州議会選挙で惨敗し、クルト・アイスナーは2月21日から始まる議会で辞任をする決意であったが、その前に、右翼の学生、アルコ伯に殺害された。この殺害をヴェーバーは激しく非難している。

それはともかく、ヴェーバー自身の考えは、すでに敵国に降伏し、これから講和条約締結にむかうドイツにおいて、国内において交渉相手国に不信を生み出すような分裂を扇動する政治活動は絶対、認められないものであった。

この時期の、独立社会民主党左派は1917年のヴォルシェビキ党によるロシアの10月革命の成功の影響を受けて急進化し、武装蜂起に至るが、ドイツでは失敗した。

最後の「ヴェーバーの後に」では、小林純教授は、ヴェーバーの政治学の特徴を考察する。リベラルな議会制デモクラシーが機能不全の事態に陥ったときには、国家主権の保持のために、国家存立のために、「誰が統治するのか」を決する必要がある」と言う、カール・シュミットの論理を援用しつつ、「人民投票的指導者民主制」を提唱するヴェーバーの政治学は、リベラリズムとデモクラシーのどちらかという選択をするとしたら、リベラリズムであると判断されている。

第13章 社会理論—さまざまな合理性

1 「社会学としての『経済と社会』」、2 「形式合理性と実質合理性」、3 「課題としての自由の

プロジェクト」

この章では、小林純教授は、ヴェーバーの『経済と社会』の「社会学の根本概念」と「経済的行為の社会学的基礎範疇」論文を中心に、難解なヴェーバー社会学の理論体系を分かりやすく説明する。まずは、周知の社会的行為の4つの類型、「価値合理的」、「目的合理的」、「伝統的」、「感情的」から始まる。それらは合理性・意識性（自由）の高い領域であり、それらとは違う非合理・無意識性（自然）の高い領域と区別される。これらの行為が社会的に様々な関係を結ぶが、それが高い格率で定式化されうるとき、「ゲマインシャフト形成」、「ゲゼルシャフト形成」が現れる。「ゲマインシャフト形成」とは共属感の意識であり、これが持続し、格率準拠への自覚的意識がたかまると「ゲマインシャフト形成」へと進展する。

さらに、このような社会的関係は開放的か閉鎖的かに区別され。閉鎖的な場合が団体(Verband)となる。団体には協定という秩序によって結成される「フェライン (Verein)」と授与された秩序による場合の「アンシュタルト (Anstalt)」に区別される。アンシュタルトは意識性の面では合理性が低下しているというパラドックスが見られる。そこに、継続的に目的的行為を営む「ベトリープ (Betrieb)」が出てくる。自由で意識的な行為が、合理化の果てに、ザッヘ (Sache, モノ・コト) に仕えるという物象化 (Versachlichung) がおきることになる。

もちろん、マルクスの物象化が貨幣の物神崇拜という疎外 (Entfremdung) 形態とは違うが、この違いは、ヴェーバーがマルクスを意識しての上でも語法ではないかと、小林純教授は指摘する。興味深い。このようにして、近代の行政と企業は、合理化の果てに「実質非合理性」を抱えるという合理化のパラドックスに至る。

ところで、ヴェーバーの経済行為における「形式合理性」とは貨幣計算であり、「実質合理性」とは、一定の価値評価（倫理的、政治的、功利主義的、快樂主義的、身分的、平等主義的などさまざま）の公準という観点から観察される、または行われている度合を指す。小林純教授は、ヴェーバーにおいては、この「形式合理性」と「実質的合理性」が並列的に出てきてきていることに、注意を促す。両者の関係は、「パラドックスの関係」、「対立しあう関係」、「前提しあう関係」と複雑である。かくして、ヴェーバーの社会学は「価値への自由」への可能性を探るためのものであったことを強調する。

第14章 現代を読み解く試み

1 「ヴェーバー後の経済論の変化」、2 「政治と経済—ピケティ『二十一世紀の資本』をてがかりに」、3 「課題＝着手点」

小林純教授は、ここでは、現代社会のいくつかの課題を取り上げ、そこにヴェーバーの社会理論を生かす視点を紹介する。最初に「ケインズ理論とケインズ政策」が取り上げられる。ケインズ理論は、周知のように、景気対策としての財政投資理論や金融理論であるが、政治家たちに利用され、財政硬直化をもたらし、政党はだれも責任をとろうとしない。小林純教授は、「いかに都合のよい理論でも、その応用としての政策は人びとの政治的意思決定によって行われる」ことを、強調する。まさにヴェーバーの社会理論が追求したしるである。

さらに、小林教授は、自然科学と社会科学との違いを取り上げる。自然科学的法則や思考習慣を社会科学にも当てはめることの誤りである。ヴェーバーの『『エネルギー論的』文化論』(1905年、Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 所収) は、当時のエルンスト・ソルヴェのエン

トロピー論を批判していることを挙げる。この点で、ヴェーバーと同じ時代のオットー・ノイラートの「自然経済論と民主主義論を結び付ける」思考や、後の時代のハイエクの「設計主義」批判と同じ視角であるとも指摘する。

続いて小林教授はトマ・ピケティの著名な『二十一世紀の資本』を取り上げる。小林教授は、ピケティの「富と所得の格差についての経済決定論を信じてはいけない」という文言を取り上げ、合意に基づく意思決定によって弊害を食い止めようとするものであると、紹介する。ここにも、政治と経済の地続きの関係を重視したヴェーバーの視角を強調する。

最後に、小林純教授は、ジャンタル・ムフの「未完の民主化プロジェクト」などに重ねて、ヴェーバーの民主主義について、注目すべき点を紹介する。それは、ヴェーバー社会学における行為の4つのタイプのうち、「価値合理的」行為は支配の3つの支配の正当性根拠、すなわち「伝統的」、「カリスマ的」、「合法的」のいずれにも対応していないことである。そこで、小林純教授は、「価値合理的」行為による支配は、『経済と社会』の第3章で取り上げられている「没支配的な団体行政と代議員行政」で述べられる「直接民主制」が該当すると指摘している。ヴェーバーは、「直接民主制→名望家行政→政党」という発展図式を描いている。また、さらには、小林純教授は、現在の家族制度に対する人びとの反応においても、形式合理性と実質合理性の相克が見られると紹介する。

付論 社会思想とマックス・ヴェーバー研究

ここは、最後の章になるが、小林純教授は、ドイツ、アメリカ合衆国、そして日本における、ヴェーバー研究の歴史を概観している。ヴェーバー研究の位置を確認したい学生諸君には参考になる。

5. 書評のまとめ

本書、小林純教授著『続ヴェーバー講義 政治経済編』は、これまでのヴェーバー研究を総合的に吸収し、初心者にも分かりやすく、難解なヴェーバーの社会理論体系を紹介している。これからヴェーバー社会理論を勉強しようという学生諸君にとっても入門書として、またさらにヴェーバー社会理論を研究していこうとする研究者にとっても、画期的な指導書として有益である。

小林純教授は、研究者として歩み始めてから今日にいたるまで、ぶれることなくヴェーバー研究に邁進されてきておられる。膨大なヴェーバーの著書、またヴェーバーに関する膨大な研究書を読みこなし、ヴェーバーの全体像を描いて提供している。また、現代におけるヴェーバー社会理論の存在意義をも紹介している。本書を読めば、ヴェーバーはマルクスと比べても遜色のない社会学者であることが分かる。

ヴェーバーはブルジョア的思想家である、またナショナリストであるとい評価は必ずしも間違っていない。しかし、正確には国家市民 (Staatbürger) と呼ぶべきであろう。ヴェーバーはニーチェに倣って、ギリシア都市国家の軍人階級を評価した。彼の政治行動にはドイツ国民の市民的・文化的・軍人的価値を誇りにしていた。だが、彼は労働者階級にも大きな関心を持っていた。ドイツ国民国家の政治を担う労働者階級の成熟、これが期待するところであった。事實は、彼の死後、長期的にはそのような流れをたどることになった。

また国民国家と政治的枠組みは、現在もなお存続しているが、しかし、この枠組みを変えてゆく世界的動きは始まっている。世界 (福祉) 国家、世界市民体制、地球市民体制などどのように

したら確立できるのか、これらの点について、ヴェーバーの社会理論は何を提供できるのか。小林純教授のヴェーバー研究からは大いに期待できそうである。彼は一切の幻想を打ち払う、強靱な社会理論体系を確立したが、彼の死後のワイマール共和国の崩壊とナチス支配を見たなら、彼の誇りも打ち砕かれたであろう。ドイツ人がこのような狂気に陥るとは信じられなかったであろう。しかし、ドイツ人多数はナチス支持したのである。日本でも同様である。また、1929の世界恐慌の勃発もナチス支配を可能にした原因である。第二次世界大戦の悲劇を繰り返さないためにも、また、

人類を核戦争による絶滅の危機から回避させるためにも、ヴェーバー研究は役に立ちそうである。私（久間）にとっても、小林純教授のヴェーバー研究からはそんな期待が生まれた。

最後に、小林純教授のヴェーバー研究を学ぶことができたのは、「ポスト・マルクス研究会」で、本書の書評の機会を与えて頂いた、相田慎一教授の御蔭である。この紙面をお借りして御礼を述べたい。また、ヴェーバー研究者としては未熟な私（久間）に対して、書評を許可して頂いた小林純教授に御礼を述べます。（完了）

¹ マックス・ヴェーバーの遺稿『一般社会経済史要論（下巻）』（黒正巖・青山秀夫訳、岩波書店、昭和38年）の第4章第7節「都市と市民」を参照。同『古代社会経済史—古代農業事情—』（上原専禄・増田四郎監訳、渡辺金一・弓削達共訳、東洋経済、昭和46年）を参照。山之内靖『マックス・ヴェーバー入門』、岩波新書、1997年、を参照。

² 『ルカーチ著作集13 理性の破壊（下）』、白水社、1975年、241—264ページ、を参照。ローザ・ルクセンブルク『経済学入門』（岩波文庫、1978年、238—289ページ）を参照。

³ 山之内靖、前掲書、第4章「古代史再発見」を参照